

金沢市広告掲載基準

平成 24 年 4 月 20 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、金沢市広告掲載要綱（平成24年 4 月20日決裁。以下「掲載要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、広告媒体への広告の掲載に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この基準で使用する用語の意義は、掲載要綱で使用する用語の意義の例による。

(業種等に関する基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する業種又はこれらの業を営む者に係る広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (3) ギャンブル（公営競技及び公営くじを除く。）に関する業種
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) 占い又は運勢判断に関する業種
- (6) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業
- (8) 法律の定めのない医療類似行為に係る業種
- (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種
- (10) 社会問題を起こしている業種
- (11) その他広告媒体に掲載する広告に係る業種として適当でないと認められるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第 2 条第 1 号に規定する再生債務者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第6項に規定する開始前会社又は同条第7項に規定する更生会社
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他これらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
- (4) 各種法令に違反している者
- (5) 本市との契約等に係る指名停止の措置を受けている者
- (6) その他広告媒体に掲載する広告に係る者として適当でないと認められる者
（広告の内容に関する基準）

第4条 別表に定める内容の広告は、広告媒体に掲載しない。

（ウェブページに掲載する広告に関する基準）

第5条 前条の規定は、ウェブページに掲載する広告にあつては、ウェブページの性質を考慮して合理的と認められる範囲内において、当該広告に関連付けられている他のウェブページについても適用する。

（雑則）

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

- 1 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- 2 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの
- 3 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- 4 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- 5 第三者の氏名、肖像、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- 6 国内世論が大きく分かれているもの
- 7 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの
- 8 広告媒体の用途又は目的を損なうおそれのあるもの
- 9 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- 10 表現が不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招く表現のもの

- (2) 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - (3) 明らかに模倣、盗作等とみなされる表現のもの
 - (4) 残酷又は猟奇的な描写等の善良な風俗に反する表現のもの
 - (5) その他不当な表示、虚偽の内容等が含まれるもの
- 11 人権を害するおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの
- (1) 人権の侵害、差別、信用若しくは名誉の毀損又はプライバシーの侵害のおそれのあるもの
 - (2) 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - (3) 性差別又は性別による固定的な役割分担に基づく表現のもの
- 12 美観風致を害するおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの
- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
 - (2) 彩度の高い色又は原色、金色若しくは銀色を広範囲に使用するもの
 - (3) どぎつい、くどい等著しくデザイン性の劣るもの
 - (4) 景観と著しく違和感があるもの又は意味不明なもの
 - (5) 身体の一部を強調する表現のもの
 - (6) その他美観風致を害するおそれのあるもの
- 13 消費者の保護の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
- (1) 投資信託等の経済的な取引で、事実と反して元本を保証するものと誤解を招くおそれのあるもの
 - (2) 悪質商法とみなされるもの
 - (3) 法に基づかない医療類似行為のうち、人の健康に害を及ぼすおそれのあるもの又は甚だしい経済的な被害を及ぼすおそれのあるものその他有害である可能性のあるもの
 - (4) 必要な許可を受けていない、又は著しく劣悪な商品又はサービスを提供するもの
 - (5) 責任の所在が不明確なもの
- 14 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- (1) いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条に規定する有害興行、同条例第42条に規定する有害図書等又は同条例第45条に規定する有害がん具等に関するもの

- (2) たばこに関するもの（喫煙マナーの向上に係るものを除く。）
 - (3) 青少年の身体若しくは精神又は教育に有害であると認められるもの
- 15 社会的な観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
- (1) 社会問題についての主義主張又は係争中の声明を表現するもの
 - (2) 暴力、ギャンブル（公営競技及び公営くじを除く。）、麻薬、売春等を肯定し、美化し、若しくは助長するような表現又は連想し、若しくは想起させる表現のもの
 - (3) その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発させるおそれのあるもの
- 16 その他広告の掲載が不相当であると認めるもの
- (1) あたかも市が支持、推奨又は保証をしていると誤解を招くおそれのあるもの
 - (2) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの